

右及中(通)服候也

例照ノ如キ状態ニシテ所謂徹夜公堂ナルモノハ不穩ト認メテ
ル、ヲ以テ所轄日本警察官署長等ニ共ニ共六ノ西日ニ亘リ年
議団幹部ヲ招致ノ上異レカ中止方ノ警告ヲ與ヘメント一面又
特ニ警察医ヲ派シテ絶命因ノ保護診断ニ為リシメントシテ
ニ何レモ肯マサルノ状況ニアリ而モ彼等ハ其ノ窮乏ノ様ヲ利
用シテ當局ノ調停を專ラ目論見テノ計畫ナルニトハ明ラカナ
ルニ依リ若シ甘ノ取締方法ヲ設ケレンク果テ將來ニ及ホスノ
虞レアルヲ以テ彼等ニ察マラレサル様慎重警戒ヲ爲シツ、

要 求 書

- 一 中込券一紙ノ解除ヲ取消スルニト
 - 二 今後臨時休業ノ場合ハ日給ヲ全額支給スルニト
 - 三 年議中ノ日給ハ全額支給スルニト
 - 四 年議解除後迄ノ費用ヲ負担スルニト
 - 五 且日一泊メーターヲ会社トシテ日給支給スルニト
 - 六 団体ヲ即時解職スルニト
- 昭和三年四月廿五日
- 日本警察協會 代表者 組人

日本警察協會 代表者 組人
合意 止 消 協 取